

目標達成計画

目標達成計画は、自己評価及び外部評価結果をもとに職員一同で次のステップへ向けて取り組む目標について話し合います。
目標が一つも無かったり、逆に目標をたくさん掲げすぎて課題が焦点化できなくならないよう、事業所の現在のレベルに合わせた目標水準を考えながら、優先して取り組む具体的な計画を記入します。

【目標達成計画】					
優先順位	項目番号	現状における問題点、課題	目標	目標達成に向けた具体的な取り組み内容	目標達成に要する期間
1		権利擁護に関する制度の理解と活用について、25年度学習が不足しており、管理者だけでなく、一般職員も福祉専門職として学ぶ必要がある。	本年度中に権利擁護に関する制度理解の為、日常生活自立支援事業について学ぶ。	・上郡町社会福祉協議会に講師を依頼して、日常生活自立支援事業の学習会を開催する。 ・研修実施予定日 26年7月中旬 (場合によっては伸びる可能性あり)	2ヶ月～6ヶ月
2					ヶ月
3					ヶ月
4					ヶ月
5					ヶ月

注)項目の欄については、自己評価項目のNo.を記入して下さい。項目数が足りない場合は、行を挿入して下さい。